

石川県公報

令和 7 年 5 月 13 日
第 13807 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示	
○危機対策課に所属する職員を能登地域における防災・危機管理体制の強化支援のため駐在させる地の指定	
(危機対策課)	1
○歳入の収納事務の委託	
(消防保安課)	1
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定の一部改正	
(水産課)	1
○漁業災害補償法第125条の3第1項第2号の規定による加入区の設定	
(同)	2

公 告	
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	
(出納室)	2
○土地改良区の役員退任公告	
(農業基盤課)	2
○土地改良区の役員就任公告	
(同)	3
監 査 委 員	
○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	3

告 示

石川県告示第161号

石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第21条第1項の規定により、危機対策課に所属する職員を能登地域における防災・危機管理体制の強化支援のため駐在させる地を令和7年5月1日次のとおり指定した。

令和7年5月13日

石川県知事 馳 浩

輪島市三井町洲衛

石川県告示第162号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納事務を委託した。

令和7年5月13日

石川県知事 馳 浩

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
高圧ガス製造保安責任者免状交付手数料、高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料、高圧ガス販売主任者免状交付手数料、高圧ガス販売主任者免状再交付手数料、液化石油ガス設備士免状交付手数料、液化石油ガス設備士免状再交付手数料及び液化石油ガス設備士免状書換え手数料の収納事務	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	高圧ガス保安協会	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

石川県告示第163号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成14年石川県告示第665

号。以下「告示第665号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第665号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

令和 7 年 5 月 13 日

石川県知事 馳 浩

志賀町・福浦加入区の項を次のように改める。

志 賀 町 加 入 区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧 志賀町漁業協同組合の地区	①小型定置漁業及び主として底びき網又はごち網を 使用して営む漁業 ②法第104条第 2 号に掲げる漁業のうち①に掲げる 漁業以外の漁業
-------------	----------------------------------	--

志賀町加入区の項の次に次のように加える。

福 浦 加 入 区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧 福浦港漁業協同組合の地区	法第104条第 2 号に掲げる漁業
-----------	----------------------------------	-------------------

石川県告示第164号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の 3 第 1 項第 2 号の規定による加入区を次のように定める。

令和 7 年 5 月 13 日

石川県知事 馳 浩

加入区の名称	区 域	区 分
な な か 加 入 区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧 ななか漁業協同組合の地区	ほたて貝等養殖業（とり貝養殖）
七 尾 加 入 区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧 七尾漁業協同組合の地区	ほたて貝等養殖業（とり貝養殖）
七 尾 西 湾 加 入 区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧 七尾西湾漁業協同組合の地区	ほたて貝等養殖業（とり貝養殖）
穴 水 加 入 区	石川県漁業協同組合の地区のうち旧 穴水町漁業協同組合の地区	ほたて貝等養殖業（とり貝養殖）

石川県告示第165号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 7 月 7 日から施行する。

令和 7 年 5 月 13 日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行富山南支店の項中「富山県富山市千石町 5 丁目」を「富山県富山市本町」に改める。

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月 13 日

石川県知事 馳 浩

矢田野用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
-----	-----	-----	-------

理 事	西 村 壯 一	小松市矢田野町38の 9 番地	令和 7 年 3 月31日
”	軽 海 和 義	小松市矢田野町46の11番乙地	”
”	中 出 幸 生	小松市下粟津町ろ 5 番地 1	”
”	南 野 外 喜 男	小松市二ツ梨町ク43番地	”
”	前 田 義 弘	加賀市箱宮町ウ41番地	”
”	山 本 一 良	加賀市分校町リ59番地	”
監 事	高 藤 友 紀	小松市二ツ梨町ウ48番地	”
”	平 岡 清 博	加賀市箱宮町ウ73番地	”
”	藤 井 秀 利	加賀市分校町る29番地	”
”	岡 山 晃 宏	小松市下粟津町ラ14番地 3	”

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 5 月13日

石川県知事 馳 浩

矢田野用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	軽 海 和 義	小松市矢田野町46の11番乙地	令和 7 年 4 月 1 日
”	西 村 繁	小松市矢田野町リ43番地 1	”
”	田 渕 晴 夫	小松市下粟津町子22番地	”
”	南 野 外 喜 男	小松市二ツ梨町ク43番地	”
”	平 岡 清 博	加賀市箱宮町ウ73番地	”
”	藤 井 秀 利	加賀市分校町る29番地	”
監 事	高 藤 友 紀	小松市二ツ梨町ウ48番地	”
”	竹 本 啓 一	加賀市箱宮町ウ94番地	”
”	中 田 庄 次 郎	加賀市分校町リ162番地	”
”	岡 山 晃 宏	小松市下粟津町ラ14番地 3	”

珠洲市土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	山 岸 由 喜 子	珠洲市上戸町寺社24字82番地	令和 7 年 5 月 2 日
”	中 森 真 紀 子	珠洲市野々江町キ部 4 番地の 1	”

監 査 委 員

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 5 月13日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

令和 7 年 3 月 28 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 月 31 日付け石監査第 568－1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、燃料費を過払いしたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	小松瀬領特別支援学校	担当者による請求書記載の内訳金額の検算を適切に行い請求金額の確認作業を再度徹底する。 また、書類審査確認者（係、事務長、校長）においても担当者同様の確認作業を徹底し、チェック体制強化を図る。

奥 能 第 538 号

令和 7 年 3 月 17 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 2 月 28 日付け石監査第 613－1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、自動車リサイクル料金の支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	奥能登総合事務所	請求書のない支出については、事前に業者とよく打合せした上で、複数人でチェックする体制をとることで、金額誤りの防止に努めます。

奥 能 土 第 1130 号

令和 7 年 3 月 12 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 2 月 28 日付け石監査第 613－1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	奥能登土木総合事務所	土木部全体を対象とした交通安全講習会が、事故後開催されており、当該職員を含め事務所職員が受講しました。 また、今回の事故を受けて、職員全員に交通法規を遵守し、安全運転に努めるよう、改めて注意喚起を行っています。 今後、このようなことがないように、公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう努めてまいります。